

誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する条例（案）概要

1 本県の現状

R13年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が奈良県で開催されることとなり、本県のスポーツをさらに推進していく機運が高まっている。

一方、近年の情報化社会の進展及び労働形態の変化は生活環境を快適で便利なものにしたとともに、運動不足やストレスの増加による健康の危機と、人々や地域の交流の希薄化をもたらした。さらに、人口減少及び少子高齢化の進展と相まって、人々の健康についての関心はより一層高まっている。また、学校の部活動やスポーツクラブなどの特定の集団に属していなければ、スポーツを始めるきっかけに恵まれないという課題もある。

2 これまでのスポーツ推進にかかる議論の経過

- H25.3月 奈良県スポーツ推進計画策定**
→「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」を基本目標に位置づけ
- H30.3月 奈良県スポーツ推進計画改定**
- R 3. 1月 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会R13 本県開催内内定**
- R 3. 5 ～2月 スポーツ推進審議会を3回開催**
→これまでのスポーツ振興施策の成果・課題、今後の取組むべき施策について議論
- R 4. 3 ～7月 有識者勉強会**
→有識者から意見聴取
- 第1回 幼児期からのあそびを通じた運動・スポーツの習慣化
- 第2回 成人の運動習慣化と高齢期のQOLへの影響
- 第3回 スポーツ地域マネジメント
- 第4回 スポーツ拠点施設を核とした元気なまちづくり
- R4.8月 スポーツ推進審議会開催**
→条例制定や次期スポーツ推進計画の内容について議論

3 スポーツの目的・効用 「健康を増進」「心を育む」「つながりを創出」

スポーツは、健康を増進させるとともに、生きがい、人生の充実感、社会の幸福、勇気と感動を与える。スポーツを通じて、克己心と実践的な思考力や判断力を培うとともに、礼節を学び、尊敬の念をもって仲間やライバルと交流し、生涯にわたる絆（きずな）を育むことは、人生における素晴らしい経験となる。



誰もが、簡単に、気軽にかつ身近にスポーツに親しみ、県民がスポーツの持つ価値や効果を広く享受できるような地域づくりに取り組む。

4 本県が目指すスポーツ

スポーツは訓練や教育のためだけではなく、個人が自由に自発的に継続的に楽しむものでもある。本県が推進するスポーツは、勝ち負けや記録等を競う、いわゆる「競技スポーツ」のみではなく健康の保持増進、体力の向上、心身の健全な発達を図るために行われる身体運動のほか、レクリエーションとして行われる身体運動や、ジョギング・ウォーキングといった気晴らしや楽しみを目的とした身体活動等、幅広い概念を含む。

5 条例制定による普遍の目的

スポーツを通じて人と人及び地域と地域がつながる社会の実現を目指す

＜基本的な取組み＞

スポーツを楽しみたい人の場所、選択を増やすため、垣根のない地域スポーツの場をつくる



スポーツの推進に関し理念を明確にし、県、市町村、スポーツ団体、民間事業者等と連携し共通の目的として、より一層本県のスポーツ推進に取り組む

誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する条例全体構成

文化・教育・くらし創造部

章・節		条	項目	規定している内容
前文				〈要旨〉スポーツは、健康を増進させるとともに、生きがい、人生の充実感、社会の幸福、勇気と感動を与える。スポーツを通じて、克己心と実践的な思考力や判断力を培うとともに、礼節を学び、尊敬の念をもって仲間やライバルと交流し、生涯にわたる絆（きずな）を育むことは、人生における素晴らしい経験となる。県は、相互に連携して誰もが簡単に、気軽にかつ身近にスポーツに親しみ、県民がスポーツの持つ価値や効果を広く享受できるような地域づくりに取り組む。
第1章 総則		第1条	目的	スポーツを通じて人と人及び地域と地域がつながる社会の実現に寄与
		第2条	定義	スポーツ、スポーツ活動、スポーツ団体、事業者、スポーツ選手
		第3条	基本理念	○生涯にわたりスポーツを楽しむ ○遊びを通じた子どものはぐみ ○夢や希望を与えるスポーツ選手の活躍 ○安全安心なスポーツ環境の整備 ○地域の活性化
		第4条	県の責務	スポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策の総合的・計画的実施
		第5条	市町村、スポーツ団体及び事業者との連携	市町村・スポーツ団体及び事業者との適切な役割分担を踏まえ、連携・協力し施策を推進
		第6条	スポーツ団体の役割	スポーツの普及及び競技水準の向上に主体的かつ積極的に取り組むよう努める
		第7条	事業者及び県民の役割	県が実施するスポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策に協力するよう努める
第2章 基本的施策 (施策展開)	第1節 スポーツ参加の推進	第8条～第11条		○県民参加の推進（県民のスポーツへの参加促進） ○子どものスポーツの推進（幼児期からの遊びを通じた運動の習慣化支援、子どものスポーツ参加の機会の提供、環境の整備） ○生涯スポーツの推進（生涯にわたってスポーツを楽しむためのスポーツ参加の機会の提供、環境の整備） ○障がい者スポーツの推進（障がいの種類程度に応じたスポーツ参加の機会の提供、環境の整備）
	第2節 スポーツの推進を支える人材の育成	第12条～第15条		○スポーツを行う者の支援（全ての県民がスポーツに親しみ楽しむ機会づくり、生理学・心理学・医科学的知見の活用、競技水準の向上） ○スポーツ観覧の機会の提供（競技大会観覧の機会の提供、スポーツ観覧の機会創出） ○スポーツを支える者の育成（指導者育成、ボランティア） ○人権侵害の防止（体罰、暴力、暴言、あらゆる人権侵害の防止）
	第3節 スポーツに親しめる環境づくり	第16条～第19条		○拠点の整備等（身近にスポーツ活動に親しめるスポーツ活動拠点の整備、県が有する学校・公園・スポーツ施設の有効活用） ○情報発信（スポーツ活動・スポーツ団体・スポーツ施設情報、地域特性を活かしたスポーツ活動情報） ○地域交流の促進 ○地域活性化
第3章 その他の措置		第20条～第21条		○実施計画の策定 ○財政上の措置
附則				令和5年4月1日施行